

平成 27 年 7 月 27 日

厚生労働省 医政局 経済課
課長 城 克文 殿

公益社団法人日本産科婦人科学会
理事長 藤井 知行

公益社団法人日本産婦人科医会
会長 木下 勝之

湿布薬の保険適用継続についての要望

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、3月19日開催の規制改革会議「健康・医療ワーキンググループ」による『市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の処方の在り方の見直し』に関するヒアリングにおいて、健康保険組合連合会から第一世代湿布薬の保険給付除外が提案されたよう聞き及びました。

第一世代湿布薬は、アスピリン喘息に関する禁忌および妊娠後期女性に対する注意喚起のない安全性の高い医薬品です。第二世代湿布薬は、胎児の動脈管収縮や羊水過少症などの懸念から妊娠後期妊婦には使用できません。産婦人科領域の医療現場では、妊産婦や授乳婦の腰痛や筋肉痛などに対する医療処置薬として使用しております。

以上のことからも、第一世代湿布薬は妊産婦腰痛症などに対する治療において欠くべからざる製剤であり、また代替え製剤のない薬品であります。本会としましても、第一世代湿布薬が保険適用除外となった場合には、治療現場に大きな混乱が生じ患者に大きな不利益が広がる恐れがある、と危惧しております。このような第一世代湿布薬の重要性に鑑み、これからも保険適用が継続されますよう、本会としても貴職に特段のご配慮をご要望申し上げる次第であります。何卒ご高配賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

謹白